

第31条 当社は、第29条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

- (1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2 当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、

延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。

第7章 受寄物の損害保険

(火災保険の付保)

第32条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第34条まで同じ。）と保険者との特約による。

3 当社は、寄託者又は証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。

(火災保険金額及び一部出庫による減額)

第33条 当社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害てん補額の決定)

第34条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が災した場合に、災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。

2 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券所持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。

(火災保険金の支払手続)